

「訪問介護」重要事項説明書

1. 事業者

事業者名称	株式会社成活
代表者氏名	鈴木 友望
本社所在地	川崎市高津区久末84-10
連絡先及び電話番号等	044-797-2778 FAX. 044-750-0228
法人設立年月日	2022年9月28日

2. 事業所の概要

事業所の種類	訪問介護事業所
介護保険指定番号	1475303572
事業所の名称	ケアサポート成活
事業所の所在地	川崎市高津区久末84-10
電話番号	044-797-2778 FAX. 044-750-0228
管理者氏名	鈴木 友望（兼任）
事業所の運営方針について	介護保険法、介護保険法施行規則及び厚生省令の人員、設備及び運営基準に則して事業を運営し、利用者が要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、専門職として自覚と責任を持ち、利用者の立場になり愛情を持って支援に努める。
開設年月	2022年9月1日
主たる対象者	介護保険受給者

3. 事業実施地域

川崎市	高津区・宮前区	横浜市	鶴見区
-----	---------	-----	-----

4. 営業時間

営業日	月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始12/29～1/3を除く）
営業時間	9時～18時
サービス提供時間	年中無休

5. 職員の体制

〈主な職員の配置〉※職員の配置については指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
・ 事業所長（管理者）	1名			1名	管理業務等
・ サービス提供責任者(兼務)	2名				
・ 居宅介護従事者（ホームヘルパー）	4.5名	6名		2.5名	介護職全般

6. 提供するサービス内容

私共の介護事業所が利用者に提供するサービスの内容は次のとおりです。

利用者のプライベートな部分をサポートさせていただきます。

プライバシーを守り、人間の尊厳を大切に心がけて参ります。

※ 宗教活動・営業活動等の経済活動にかかわる外出など通年かつ長期にわたる外出介助は致しません。

① 身体介護

イ. 食事介助・・・お一人でのお食事摂食が困難な方には、利用者の希望・状態に合わせてお手伝いいたします。可能な限り、自己摂取できるよう配慮いたします。

ロ. 入浴介助・・・お一人での入浴が困難な方に、入浴のお手伝いをいたします。又、状況・状態に応じてシャワー浴や部分浴（足浴・洗髪等）をさせていただきます。

ハ. 清　　拭・・・入浴が困難な方や状態により入浴できない場合、全身あるいは部分的に清拭を行います。

ニ. 排泄介助・・・利用者の状態に合わせたお手伝いをすると共に、排泄の自立を目指し、お手伝いさせていただきます。

ホ. 体位変換・・・自力での寝返りが困難な方のために、褥創予防を含め、寝返りのお手伝いをさせていただきます。必要に応じてポジショニングも対応いたします。

ヘ. 整　　容・・・お一人での整容が困難な方に、整容のお手伝いをいたします。

ト. そ　　他・・・上記以外の必要な身体介護を提供いたします。

② 家事援助

イ. 買　　物・・・利用者の希望・要望（価格・メーカー等）や嗜好を踏まえてご購入いたします。その際、ヘルパーが現金をお預かりし購入後速やかに精算いたします。

ロ. 調　　理・・・利用者の状態（咀嚼・嚥下等）や嗜好に合わせた調理を行います。なお、治療食（糖尿食・腎臓食）はご希望に添えない場合がございますのでご相談ください。

ハ. 掃　　除・・・利用者やご家族の同意のもと居室・居間・台所・トイレ・浴室等、利用者がご使用になられているスペースを掃除いたします。

ニ. 洗　　濯・・・利用者の衣類の洗濯・干す・たたみ等行います。

ホ. そ　　他・・・上記以外の必要な家事援助を提供いたします。

③ 上記に当てはまらない介助について

日頃の生活の中でお困りの事などございましたら、遠慮なくご相談ください。

介護支援専門員や地域の福祉サービスとの連携をはかり、より快適で安全な環境作りをお手伝いさせていただきます。又、ご希望のサービスの中で〔介護保険〕に適用されないサービスはお断りさせていただくか、自費による訪問介護サービスをご紹介します。

7. ヘルパーの禁止行為

イ. 利用者に対する票力・頸言等の虐待行為

ロ. 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（緊急やむを得ない場合はご家族に同意書をいただきその範囲内でおこないます）

ハ. 利用者の同居家族に対するサービス

ニ. 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス（庭の手入れやペットの世話等）

ホ. 居宅介護における外出や単なる見守りのサービス

8. 利用料金

① 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、介護負担割合証に基づき、1割から3割となります。下記の金額は1割負担の金額を記載しておりますが、2割負担の場合はおおむね2倍、3割負担の場合はおおむね3倍となります。

介護保険の給付範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

料金につきましては、[契約書別紙]でご確認ください。

② サービス利用にかかる実費負担額

サービス提供に要する下記費用は、障害者総合支援法に基づく介護給付の対象ではありませんので、実費を頂きます。

項 目	説 明
① 車両使用料	本事業所所有者の利用を希望される場合は、自費のサービスとなります。
② ヘルパー交通費	通常の事業実地以外の地区にお住まいの方で、本事業所のサービスを利用される場合は、ヘルパーが訪問するための交通費をお支払いいただきます。
③ お住まいでの光熱費等	ご利用者のお住まいでサービスを提供するために必要となる水道・ガス・電気・電話等の費用は、ご利用者負担となります。
④ ヘルパー入場料	業務上必要な入場料・利用料については実費をお支払いいただきます。また、食事が目的の外出の場合には食事代を含みます。

③ ご利用中止、変更について

イ. ご利用予定日の前日18時までなら、ご利用者のご都合により居宅介護計画で定められたサービスの利用を中止又は変更することができます。

ロ. サービスの変更・追加は、ヘルパーの稼働状況により、ご利用者が希望する時間にサービスが提供できないことがあります。その場合、利用可能日時をご利用者に提示する他、必要な調整を致します。

ハ. 利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

ご利用前日18：00までにご連絡がなかった場合	
45分未満のサービス 1,000円	45分以上のサービス 2,000円

※ 但し、サービス提供直前に利用者の容態の急変や入院等の場合はキャンセル料は請求いたしません。

④ ご利用者負担額及び実費負担額のお支払方法

前記の料金・費用は1ヶ月毎に計算し、ご請求しますので以下のいずれかの方法でお支払いください。

イ. 当事業所事務所での現金支払い

ロ. 下記指定口座への入金

横浜信用金庫 千年支店 普通) 0174342
合同会社成活「ド」セイカツ」

9. サービスの利用方法

① サービスの利用開始

まずは、お電話でお申し込みください。当社職員がお伺いいたします。
契約を締結しだのち、サービスの提供を開始します。

② サービスの終了

利用者の都合でサービスを終了する場合、
文書でお申し出くだされば、いつでも解約できます。

③ 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事清により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。
その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

10. 契約の自動終了

以下の場合、双方の通知の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

① 利用者が介護保険施設に入所された場合

（特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設等）

② 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）または 要支援と認定された場合

（再度、自費や介護予防での契約が必要になります）

③ 利用者が被保険者資格を喪失した場合

11. サービスの利用に当たって留意いただきたい事項

① ご利用者又はご家族から、サービス直前の私用によるキャンセル、時間変更、短縮等が続 きますとヘルパー派遣が困難となる場合があります。

② 利用者の希望により、この契約を解約することはいつでも可能ですが、介護支援専 門員との連絡・調整の関係から、できる限り早めにご連絡ください。

③ 介護支援専門員が作成した計画にないサービスを追加利用する湯合や、計画に盛り込んだ サービスを利用しない場合は、利用者の負担が大きくなる場合がありますので、できる限 り早めにご連絡ください。

13. 事故対応

① 当事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市区町 村、各関係機関、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

② 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった対応について記録し、その完結日 から5年間保存する。

③ 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

14. 虐待防止について

利用者等の人權の擁護・虐待の防止等のために下記の対策を講じます。

① 利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待防止に彩要な措置を講じ るとともに、虐待を受けている恐れがある場合は、ただちに防止策を謂じ、区市町村へ報 告します。

② 虐待防止のための指針を整備します。

③ 訪問介護員に対し、虐待防止のための研修を定期的に開催します。

④ 虐待防止に関する責任者の選定を行います。

虐待防止【虐待防止に関する責任者】

受付担当： 管理者 鈴木 友望

15. 業務継続計画について

事業所は、感染症や自然災害の発生時において、利用者に対する支援を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務を図るための計画を策定し、当該継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施する。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

16. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じる。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策委員会を1年に1回開催します。
- ② 事業所における感染症及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 訪問介護員に対し、感染症及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

17. ハラスメントについて

より良い介護を実施するために、職員及び介護現場におけるハラスメントを防止するために、本指針を定めます。利用者・家族から職員へのハラスメント、及び職員から利用者・家族へのハラスメントの両方をさします。

- ① 身体的票力（回避したため危害を免れたケースを含む）
例：ものを投げる、叩かれる、蹴られる等
- ② 精神的暴力
（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
例：大声を出す、理不尽な要求をする
- ③ セクシャルハラスメント
（意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為）

【ハラスメント防止責任者】

受付担当： 管理者 鈴木 友望

18. 秘密の保持

- ① 事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に洩らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- ② 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の固人情報を用いません。
- ③ 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

19. サービス実施の記録について

- ① サービス実施記録の確認
事業者は、訪問介護の実施ごとに、サービスの内容等を電子データに入力し、データは当事務所で保管します。
保管期間は、この契約の終了後2年間とします。
- ② 利用者の記録や情報の管理、開示について
利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する①の記録の閲覧ができ、複写を求めることができます。ただし、複写に際して、事業者は利用者に対して実費相当額を請求できるものとします。

20. 本事業所ご利用相談・苦情窓口・虐待窓口

① お客様相談・苦情窓口

受付担当者 鈴木 友望

責任者 鈴木 友望

受付時間 月曜日～金曜日 9:00 ～ 18:00

電話番号 044-797-2778

FAX番号 044-750-0228 (24時間受付)

携帯電話 (24時間受付)

② 当事業所以外に、区市町村の相談窓口、東京都社会福祉協議会に苦情を伝えることができます。

健康福祉局 障害企画課 045-671-3603

障害者施設指導課 044-200-0082

かながわ福祉サービス運営適正化委員会 045-317-2200

川崎市 虐待防止センター 044-200-0193

横浜市 障害者虐待防止センター 045-662-0355

21. 緊急時の対応

サービス提供中にご利用者の様態に急変があった場合は、主治医に連絡するなど必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合等、必要に応じて下記の緊急連絡先へ速やかに連絡します。

【主治医】

医療機関名	
住所	
電話番号	
ふりがな 主治医氏名	

【ご家族緊急連絡先】

ふりがな 氏 名		続柄	
住 所			
自宅電話番号			
携帯電話番号			

令和	年	月	日	
利 用 者		住 所		
		氏 名		印
法定代理人 ()		住 所		
		氏 名		印
身元引受人		住 所		
		氏 名		印

事業所所在地	川崎市高津区久末84-10	
名称	株式会社成活	(印)
訪問介護事業所	ケアサポート成活	
説明者	鈴木 友望	(印)